

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～2 省略</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> <u>付則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準</p>	<p>第1条～第7条 省略 付 則 1～2 省略</p> <p><u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>3</u> <u>法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>6</u> 省略 <u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> <u>付則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>付則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準</p>

となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 14 省略

15 付則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

- 16 省略
- 17 省略

以下省略

準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 15 省略

16 付則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

- 17 省略
- 18 省略

以下省略